また、現道は、自転車歩行車道が十分に整備されていないことから、通勤・通学や通院のほか、沿道の商業施設を利用する歩行者等の安全な通行も阻害されている。

本件事業の完成により、本件区間は２車線から４車線に拡幅され、自転車歩行者道が設置されることから、交通混雑や渋滞の緩和と歩行者等の安全の確保が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑や渋滞の緩和と歩行者等の安全の確保を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅し、自転車歩行車道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和21年７月10日に都市計画決定され、昭和25年７月18日、昭和36年８月11日及び平成５年７月20日に変更決定された都市計画と擁壁等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、交通容量が不足していることから慢性的な交通混雑や渋滞が発生しているとともに、交通事故も多発しており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である姫路市長等からなる西播磨市町長会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県姫路市役所

○近畿地方整備局告示第百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人大阪住宅センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	長野　俊郎

(2)　変更年月日

平成二十三年六月一日

○近畿地方整備局告示第百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	日野　周一
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年五月十五日

○近畿地方整備局告示第百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

建築検査機構株式会社

三　(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	義村　賢治
変更後	長谷川　清

(2)　変更年月日

平成二十三年六月十一日